平成２５年（フ）第７８９５号
東京都葛飾区柴又１丁目24番４号
破産者　有限会社希友建設
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９０３号
埼玉県蕨市中央５丁目９番22号
破産者　株式会社大倉土地
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９１７号
東京都調布市国領町１丁目31番地１
破産者　合資会社大橋工業所
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９１８号
東京都調布市染地３丁目３－１　染地３丁目アパート２―209
破産者　大橋　俊雄
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９３４号
山梨県都留市桂町1219―７　村松とよみ方、住民票上の住所東京都あきる野市下代継182―１―302
破産者　牧　　清一
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９４０号
長崎県佐世保市常盤町７番13号
破産者　有限会社スイートガーデン
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９４１号
東京都文京区春日２丁目２－６―1201
破産者　荒木　幸恵
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９５６号
埼玉県入間市東町４丁目１番44号
破産者　有限会社ＧＥＮ・プラン
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９６０号
千葉県流山市三輪野山１丁目993番地の16
破産者　有限会社ファッションロード
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９６９号
東京都新宿区大久保２丁目７番１号
破産者　株式会社三栄設計
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９９６号
群馬県館林市近藤町195番地の２
破産者　有限会社近藤商事
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７９９７号
東京都足立区北加平町２番３号
破産者　株式会社城北経営管理サービス
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８００５号
東京都渋谷区南平台町17番６号
破産者　株式会社ブレインウエーブ
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０３０号
東京都足立区西竹の塚２丁目４番１号
破産者　有限会社マードック
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０３１号
東京都足立区西新井４丁目27番９号
破産者　斉藤　正己
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０７８号
東京都台東区三筋１丁目12番12号
破産者　株式会社アドワーク
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１００号
東京都江東区東砂８丁目５番７―501号
破産者　合同会社長谷川電気工業
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１２５号
東京都八王子市下柚木２丁目１番地５
破産者　有限会社ゴールデンエイジ
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１２６号
神奈川県相模原市中央区中央４丁目５―13―101
破産者　阿部　和広
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１２７号
神奈川県相模原市中央区中央４丁目５―13―101
破産者　阿部周次郎
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６２８号
東京都世田谷区赤堤５丁目８―18―102
破産者　古家　　勲
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８６２９号
東京都世田谷区赤堤５丁目８―18―102
破産者　古家　禮子
1　決定年月日　平成25年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部